	第十三条第三項	附則第九条第一項ただし書	附則第九条第二項
所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村	定める当該他の市町村又は最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村	住所地特例対象施設	とする。 一　二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしていた被保険者のうち、当該二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をするに当たりそれぞれの直前の住所地特例対象施設の所在する場所（当該二以上の住所地特例対象施設が所在する市町村（特別区を含む。）の区域内に所在する場所をいう。）を有していたと認められる被保険者　当該二以上の住所地特例対象施設の所在する市町村（特別区を含む。）以外の市町村を有していたと認められる被保険者 二　二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしていた被保険者のうち、当該二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をするに当たり当該他の住所地特例対象施設の所在する場所（当該他の住所地特例対象施設が所在する市町村（特別区を含む。）の区域内に所在する場所をいう。）を有していたと認められる被保険者　当該他の市町村
定める当該他の市町村又は最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村	住所地特例対象施設等	とする。 一　二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしていた被保険者のうち、当該二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をするに当たりそれぞれの直前の住所地特例対象施設の所在する場所（当該二以上の住所地特例対象施設が所在する市町村（特別区を含む。）の区域内に所在する場所をいう。）を有していたと認められる被保険者　当該二以上の住所地特例対象施設の所在する市町村（特別区を含む。）以外の市町村を有していたと認められるもの 二　二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしていた被保険者のうち、当該二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすることにより当該他の住所地特例対象施設の所在する場所（当該他の住所地特例対象施設が所在する市町村（特別区を含む。）の区域内に所在する場所をいう。）を有していたと認められる被保険者　当該他の市町村 三　二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所等をしていた被保険者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村が変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村（変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められる被保険者　当該他の市町村 四　二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所等をしていた被保険者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）のうち、適用除外施設住所変更及び特定住所変更後に行った適用除外施設住所変更（最後に行った適用除外施設住所変更を行ったと認められる者であって、最後に行った適用除外施設住所変更に係る最終適用除外施設住所変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村

（健康保険法の一部改正）

第五条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

第百五十三条第二項を削る。

第百五十四条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項中「拠出すべき」の下に「前期高齢者納付金及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金並びに」を、「費用の額」の下に「の合算額（当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額）」を加え、「同条第一項」を「同条」に改める。

第百六十条第三項第一号中「第百五十三条第一項」を「第百五十三条」に改め、同条第十六項中「（協会が管掌する健康保険においては、その額から第百五十三条第二項の規定による国庫補助額を控除した額）」を削る。

附則第四条の四中「、次条の規定により読み替えられた第百五十三条第二項中「介護納付金」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び介護納付金」と、「額に」とあるのは「額の合算額に」と」を削り、「介護納付金」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び介護納付金」と、「費用の額」とあるのは「費用の額の合算額」を「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金」に改める。

附則第五条中「第百五十三条第一項」を「第百五十三条」に改め、「、同条第二項中「同項の政令で定める割合」とあり」を削り、「前条第一項」を「前条」に、「及び同条第二項中「同条第一項」を「同条第二項中「同条に規定する政令で定める割合」とあり、及び次条から附則第五条の四までの規定中「第百五十三条」に改める。

附則第五条の三を附則第五条の八とし、附則第五条の二の前の見出しを削り、同条中「平成二十九年度以降」を「平成二十九年度及び平成三十年度」に、「及び前条」を「から第五条の三まで」に、「同条」を「附則第五条」に、「第百五十三条第一項、附則第四条の四の規定により読み替えて適用される前条の規定により読み替えられた第百五十三条第二項、前条の規定により読み替えられる第百五十四条第一項及び」を「第百五十三条及び第百五十四条第一項」に、「前条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項」を「附則第五条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えられた前条の規定により読み替えられた第百五十三条第二項、前条の規定により読み替えられる第百五十四条第一項及び」を「第百五十三条及び第百五十四条第一項」に、「前条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項」を「附則第五条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えられた前条の規定により読み替えられた第百五十三条第二項、前条の規定により読み替えられる第百五十四条第一項及び」を「第百五十三条及び第百五十四条第一項」に改め、同条第一号中「次号ロにおいて」を「以下」に改め、同条を附則第五条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

第五条の六　平成三十一年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の四、第五条、第五条の二及び第五条の四の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第百五十三条及び第百五十四条第一項、附則第四条の四の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二及び第五条の四の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一　平成二十七年度から平成三十年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成三十年度末における協会の準備金の額